

風水害等発生時における市内保育施設の臨時休園等の対応について

令和3年6月22日

台風や大雨により、市内に避難情報が発令された場合（若しくは発令されることが想定される場合）等における臨時休園の判断基準や保育中の対応については下記のとおりとなります。

保護者の皆さまには、下記の対応内容について日頃から留意していただき、警戒レベルに応じた対応にご理解とご協力をお願いします。

1 警戒レベル毎の対応

【登園前】

警戒レベル	内容	発令者	保育施設の対応
1	早期注意情報	気象庁	通常通り開園
2	注意報		
3	高齢者等避難	羽村市	臨時休園 （開園時間までに警戒レベル3以上の発令が想定される場合も同様）
4	避難指示		
5	緊急安全確保		

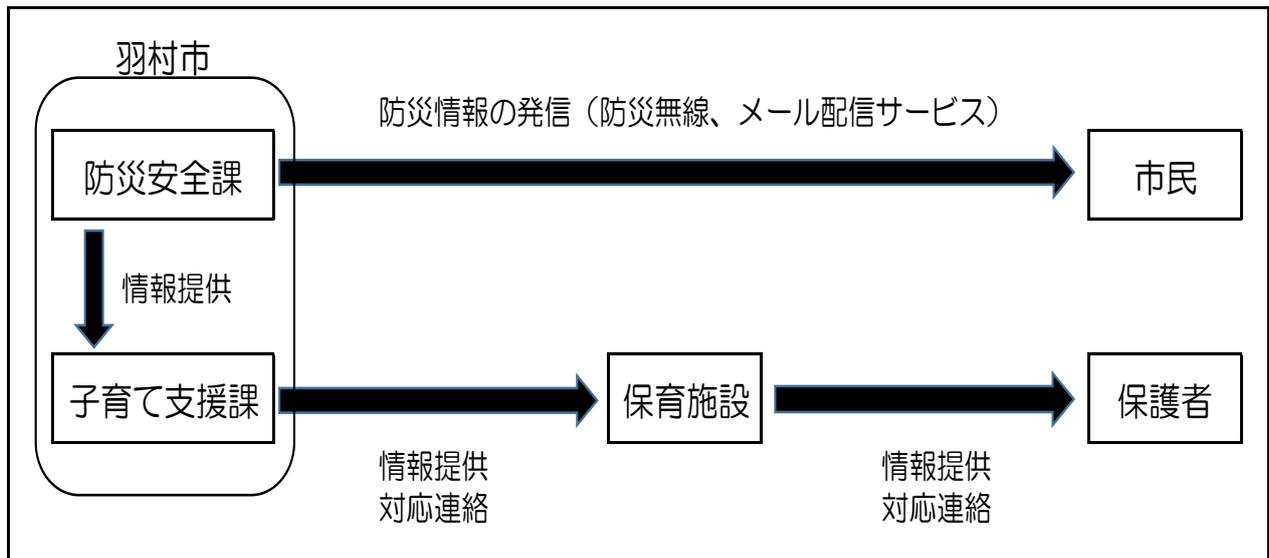
※臨時休園する場合は、原則として前日の保育時間中（日曜・祝日の場合は夕方6時頃まで）に決定します。

※一度、臨時休園を決定した後は、仮に開園時までに警戒レベル3以上が発令されなかった、または、開園時までに発令が解除されたとしても終日休園とします。

【保育中】

警戒レベル	内容	発令者	保育施設の対応
1	早期注意情報	気象庁	通常保育（ただし、保育中に警戒レベル3以上となることが見込まれる場合は、早めのお迎えを依頼）
2	注意報		
3	高齢者等避難	羽村市	引渡し（お迎えの依頼） 園児の安全を確保（状況に応じて所定の避難場所に避難）した後、引渡し
4	避難指示		
5	緊急安全確保		

2 情報連携体制



※台風や大雨により臨時休園が想定される場合は、保育施設を経由して随時、情報提供しますので、臨時休園となった場合を想定した対応をご準備ください。

※防災情報については、防災無線、メール配信サービスにより発信しますので、最新の情報を迅速に得られるメール配信サービスの登録をお勧めします。詳しくは、市公式サイト(暮らしの情報>安全>安全>メール配信サービス)を参照してください。

3 特別保育

臨時休園の際は自宅保育等でご対応いただくこととなりますが、保護者が、災害時に社会的要請が強い職業(※)に従事しており、やむを得ず保育が必要な場合は特別保育を実施します。

なお、風水害等発生時は、登降園中に被災するリスクも高くなりますので、社会的要請が強い職業に従事する場合でも、可能な限り自宅保育等にご協力ください。

※災害時に社会的要請が強い職業・・・防災関係者(警察、消防、自衛隊など)、医療・福祉関係者、ライフライン維持関係者(電気、ガス、水道など)等

【留意事項】

- (1) 特別保育を利用する可能性がある場合は、あらかじめ「風水害等発生時における特別保育利用申請書」を保育施設に提出し、利用の承認を受けてください。その上で、特別保育を利用する場合は、臨時休園の前日までに保育施設に連絡してください。

- (2) 保育時間は午前 7 時から午後 6 時までとなります(延長保育は実施しません。)
- (3) 特別保育は、原則として通常利用する保育施設で実施しますが、状況により同一法人施設で実施する場合があります。
- (4) 特別保育では、給食は実施しませんので、ご家庭で弁当を持参してください。

4 その他

- (1) **大雪特別警報**が発令された場合(発令されることが想定される場合を含む。)についても、原則として、警戒レベル 3 以上と同様の対応とします。
- (2) ご家庭でも、「東京マイ・タイムライン」を作成・活用するなどし、平時から避難に必要な知識を習得し、避難行動を整理しておくよう努めてください。
- ※「東京マイ・タイムライン」は、風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、避難に備えた行動をあらかじめ決めておくマイ・タイムラインを、家族で話し合っって作成することによって、適切な避難行動を事前に整理することができるシートです。
- ※「東京マイ・タイムライン」は防災安全課で配布しています。また、東京都防災ホームページからダウンロードすることもできます。